

高知県立文化施設（高知県立歴史民俗資料館、高知県立坂本龍馬記念館、  
高知県立高知城歴史博物館）事業評価委員会設置要綱

（設置）

第1条 高知県立歴史民俗資料館、高知県立坂本龍馬記念館及び高知県立高知城歴史博物館（以下「高知県立文化施設」という。）の指定管理者が行う管理運営の状況を適切に評価し、以後の管理運営に資するため、高知県立文化施設事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員会は毎年度終了後に、指定管理者が実施した当該年度における高知県立文化施設の管理運営及び事業実施の状況进行评估する。  
2 委員会は、文化生活スポーツ部長の求めに応じ、高知県立文化施設の指定管理者の指定方法について、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、文化生活スポーツ部長が評価する施設を指定して委嘱する委員で組織する。  
2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から文化生活スポーツ部長が指定する。  
3 委員長は、委員会を総理する。  
4 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

（任期）

第4条 委員は連続する2年度の評価ごとに委嘱するものとし、その任期は当該委嘱する日から2年度目の評価が終了するまでとする。

（会議）

第5条 委員会は、文化生活スポーツ部長が招集する。  
2 委員は、会議を欠席する場合において意見を書面で提出することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、文化生活スポーツ部歴史文化財課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月26日から施行し、平成24年度を対象とする評価から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度を対象とする評価から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度を対象とする評価から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。